

新予約システムの各手続の時刻について

令和7年3月28日

	項目	新予約システム移行後の手続	システム上の設定
1	抽選による予約の期間	利用日の属する月の前々月の15日から25日までの間	開始：前々月15日 0時00分 終了：前々月25日23時59分
2	抽選日時	抽選による予約の申込期間の末日の翌日に一斉に抽選をする。	抽選日時：前々月26日8時00分
3	抽選による予約の結果通知	予約システムのみ（メール送信）	メール送信開始：前々月26日12時00分（正午）
4	抽選により当選した方の利用申請書の提出の期限	抽選により当選をした方が、利用日の属する月の前々月の26日から <u>利用日の属する月の前月の4日までに</u> 利用料金を納付しないときは、抽選による予約は失効する。	抽選結果の予約システム閲覧開始日時： 前々月26日12時00分（正午） 抽選結果の当選確定期限： 前月4日23時59分 利用料金支払期限： 前月4日23時59分
6	抽選による予約の期間の後の抽選によらない貸切利用の予約	1 市内団体又は市民 対象施設：市民体育館、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、清原中央公園運動広場、上仲原公園テニスコート <u>利用日の属する月の前月の5日から利用日（貸切利用の開始時刻）まで</u>	1 市内団体又は市民 貸切利用の予約開始（先着順）： 前月5日 7時00分 貸切利用の予約申込期限 貸切利用の枠の開始時刻 貸切利用の支払終了期限 貸切利用の枠の終了時刻まで支払可能 ※ ただし、市民体育館については、指定管理者が認める場合は、貸切利用の枠の開始時刻で終了する。

6	<p>抽選による予約の期間の後の抽選によらない貸切利用の予約</p>	<p>2 市内団体以外の団体又は市民以外の個人</p> <p>(1) 対象施設：市民体育館、清原中央公園運動広場</p> <p>利用日の属する月の前月の10日から利用日（貸切利用の開始時刻）まで</p> <p>(2) 対象施設：桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、上仲原公園テニスコート</p> <p>利用日の7日前の日から利用日（貸切利用の開始時刻）まで</p>	<p>2 市内団体以外の団体又は市民以外の個人</p> <p>(1) 対象施設：市民体育館、清原中央公園運動広場</p> <p>貸切利用の予約開始（先着順）： 前月10日 7時00分</p> <p>貸切利用の予約申込期限 貸切利用の枠の開始時刻</p> <p>貸切利用の支払終了期限 貸切利用の枠の終了時刻まで支払可能</p> <p>※ ただし、市民体育館については、指定管理者が認める場合は、貸切利用の枠の開始時刻で終了する。</p> <p>(2) 対象施設：桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、上仲原公園テニスコート</p> <p>貸切利用の予約開始（先着順）： 利用日の7日前の日 7時00分</p> <p>貸切利用の予約申込期限 貸切利用の枠の開始時刻</p> <p>貸切利用の支払終了期限 貸切利用の枠の終了時刻まで支払可能</p>
7	<p>予約システムにより抽選によらない貸切利用の予約をした方の利用申請書の提出の期限</p>	<p>予約システムで利用申請書を提出した場合（予約をした場合）において、<u>提出した日（予約をした日）から起算して3日以内（ただし、利用日の貸切利用の開始時刻までに限る。）</u>に利用料金を納付しないときは、利用申請書の提出（予約）は失効する。</p>	<p>貸切利用の予約をした方の利用申請書の提出（利用料金の納付）期限： 提出した日（予約をした日）から起算して3日目の日（提出日の翌々日）の23時59分</p>

8	利用料金の減額又は免除 の手続	窓口受付のみ <u>(変更なし)</u>	利用料金の支払前に手続 市民体育館窓口のみ
9	利用限度の解除	<p>対象施設：市民体育館、桜が丘市民広 場、上仲原公園野球場（陸上競技場を 含む）、清原中央公園運動広場、上仲 原公園テニスコート</p> <p>利用日の7日前の日から利用日まで において空いている場合には利用の限 度はない。</p>	利用日の7日前の日 00時00分